

2025 年度「電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置」等に関する、以下の業務における実施状況等の内容

- 西企画第 146 号（平成 14 年 11 月 22 日）により申請した「地域 IP 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化」に係る業務
- 西企画第 147 号（平成 14 年 11 月 22 日）により申請した「『兵庫情報ハイウェイ』構築に係る兵庫県西宮市—尼崎市、宝塚市—伊丹市間の高速 ATM リング専用サービスの提供」に係る業務
- 西企画第 86 号（平成 15 年 8 月 8 日）により申請した「法人向け IP 電話サービスの県間伝送等料金設定」に係る業務
- 西企画第 87 号（平成 15 年 8 月 8 日）により申請した「固定電話発—050 IP 電話着の県間伝送料金設定」に係る業務
- 西企画第 196 号（平成 16 年 1 月 28 日）により申請した「固定電話発—携帯電話着の県間伝送料金設定」に係る業務
- 西企画第 17 号（平成 16 年 4 月 28 日）により申請した「集合住宅向け IP 電話サービスの県間伝送等料金設定」に係る業務
- 西企画第 173 号（平成 16 年 11 月 9 日）により申請した「戸建て住宅向け IP 電話サービスの県間伝送等料金設定」に係る業務
- 西企画第 62 号（平成 18 年 6 月 29 日）により申請した「兵庫県による情報通信基盤構築に係る行政区域—異行政区域間におけるイーサネットインターフェース形式の回線サービスの提供」に係る業務
- 西企画第 89 号（平成 18 年 9 月 1 日）により申請した「地域 IP 網経由のエンドユーザ間 IP v6 通信に係る料金設定」に係る業務
- 西企画第 89 号（平成 19 年 10 月 25 日）により申請した「次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定」に係る業務
- 西企画第 90 号（平成 19 年 10 月 25 日）により申請した「次世代ネットワークを利用した IP 電話サービスの県間役務提供・料金設定」に係る業務
- 西企画第 91 号（平成 19 年 10 月 25 日）により申請した「イーサネットサービスの県間役務提供・料金設定」に係る業務
- 西企営第 92 号（平成 22 年 9 月 13 日）により申請した「行政区域—異行政区域間における映像通信網サービスの提供」に係る業務
- 西企営第 25 号（平成 23 年 5 月 26 日）により申請した「次世代ネットワークを利用したエンド—エンド通信の県間役務の提供」に係る業務
- 西企営第 15 号（平成 24 年 5 月 21 日）により届出した「インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービスの提供」に係る業務
- 西企営第 150 号（平成 26 年 1 月 15 日）により届出した「インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービス及びメール等送受信サービスの提供」に係る業務
- 西企営第 181 号（平成 26 年 3 月 17 日）により届出した「インターネット接続

回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービス及びユーザデータの複製・保管サービスの提供」に係る業務

- 西企営第46号（平成26年6月30日）により届出した「当社のサーバ設備を利用した回線監視サービスの役務提供」に係る業務
- 西企営第71号（平成26年9月1日）により届出した「固定電話発携帯電話着およびPHS着の県間伝送料金設定」に係る業務
- 西企営第118号（平成26年12月26日）により届出した「多数の一般ユーザ向けにIP通信網サービス等を提供する電気通信事業者に対して卸電気通信役務を提供するために、県間の役務提供及び他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含めた料金設定」に係る業務
- 西企営第131号（平成27年2月3日）により届出した「情報通信機器等の設置・サポートサービスの提供」に係る業務
- 西企営第19号（平成27年6月1日）により届出した「情報通信機器等の設置・サポートサービス及びメール等送受信サービスの提供」に係る業務
- 西企営第28号（平成27年6月8日）により届出した「サーバ設備を利用したアプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス及びメール等送受信サービスの提供」に係る業務
- 西企営第113号（平成27年12月1日）により届出した「情報通信機器等の設置・サポートサービス、アプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス及びメール等送受信サービスの提供」に係る業務
- 西企営第5号（平成28年4月7日）により届出した「アプリケーションサービス、メール等送受信サービス、ユーザデータの複製・保管サービス、コンテンツ配信向けサービス、IP内線電話サービス、サポートサービス等の提供」に係る業務
- 西企営第79号（平成29年8月28日）により届出した「情報通信機器等の設置・設定・サポートサービス」に係る業務
- 西企営第200号（平成31年3月29日）により届出した「クローズド・ユーザ・グループ型サービス」に係る業務
- 西企営第104号（令和元年8月30日）により届出した「固定電話発一携帯電話着の県間伝送等料金設定」に係る業務
- 西企営第154号（令和元年11月22日）により届出した「情報通信機器等の設置・サポートサービス、アプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス、コンテンツ配信向けサービス、メール等送受信サービスの提供」に係る業務
- 西企営第125号（令和2年10月30日）により届出した「アプリケーションサービス、メール等送受信サービス及びサポートサービスの役務提供」に係る業務
- 西企営第4号（令和3年4月12日）により届出した「県間のIP電話サービスの役務提供」に係る業務
- 西企営第198号（令和4年1月20日）により届出した「通話転送サービス、サポートサービスの役務提供」に係る業務

- 西企営第208号（令和4年2月4日）により届出した「アプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス、サポートサービスの役務提供」に係る業務
- 西企営第52号（令和4年7月8日）により届出した「サーバ設備及びアプリケーションを用いた電気通信回線に接続される情報通信機器等の設定・管理等の役務提供」に係る業務
- 企営 155500000191号（令和5年12月1日）により届出した「県間のIP電話サービス等の役務提供」に係る業務
- 企営 155500000461号（令和6年10月1日）により届出した「サーバ設備を用いた電気通信回線に接続される情報通信機器等の設定・管理等の役務提供」に係る業務
- 企営 155500000483号（令和6年11月1日）により届出した「イーサネットサービスの県間役務提供・料金設定」に係る業務
- 企営 155500000578号（2025年2月28日）により届出した「他社のクラウドサービスの販売等」に係る業務
- 企営 155500000699号（2025年7月2日）により届出した「顧客設備の保守等の受託」に係る業務
- 企営 155500000704号（2025年7月2日）により届出した「東西間を含む県間のLAN型通信網サービスの役務提供等」に係る業務
- 企営 155500000775号（2025年10月17日）により届出した「当社が構築または調達するサーバ設備を用いた電気通信回線に接続される情報通信機器等の設定・管理、及び当該サーバ設備、電話、メール若しくは訪問によるサポートサービス、またはそれらを組み合わせ、情報通信機器等の販売またはレンタル」に係る業務

※ 西企画第147号（平成14年11月22日）により申請した「『兵庫情報ハイウェイ』構築に係る兵庫県西宮市—尼崎市、宝塚市—伊丹市間の高速ATMリング専用サービスの提供」に係る業務については、『兵庫情報ハイウェイ』構築に係る兵庫県西宮市—尼崎市、宝塚市—伊丹市間の高速ATMリング専用サービスが平成21年4月1日をもってサービス終了したことから報告の対象外とします。

※ 西企画第89号（平成18年9月1日）により申請した「地域IP網経由のエンドユーザ間IPv6通信に係る料金設定」については、フレッツ・v6アプリの東西間通信が平成24年度末（平成25年3月31日）をもってサービス終了したことから報告の対象外とします。

※ 西企営第131号（平成27年2月3日）により届出した「情報通信機器等の設置・サポートサービスの提供」については、西企営第79号（平成29年8月28日）「情報通信機器等の設置・設定・サポートサービス」により新たに届出したことか

ら報告の対象外とします。

- ※西企営第46号（平成26年6月30日）により届出した「当社のサーバ設備を利用した回線監視サービスの役務提供」については、光回線監視サービスが平成30年3月9日をもってサービス終了したことから報告の対象外とします。
- ※西企画第146号（平成14年11月22日）により申請した「地域IP網の県間接続によるフレッツサービスの広域化」に係る業務については、フレッツ 光プレミアムが平成31年1月31日をもってサービス終了したことから報告の対象外とします。
- ※西企画第86号（平成15年8月8日）により申請した「法人向けIP電話サービスの県間伝送等料金設定」に係る業務については、フレッツ 光プレミアムが平成31年1月31日をもってサービス終了したことから報告の対象外とします。
- ※西企画第17号（平成16年4月28日）により申請した「集合住宅向けIP電話サービスの県間伝送等料金設定」に係る業務については、フレッツ 光プレミアムが平成31年1月31日をもってサービス終了したことから報告の対象外とします。
- ※西企画第173号（平成16年11月9日）により申請した「戸建て住宅向けIP電話サービスの県間伝送等料金設定」に係る業務については、フレッツ 光プレミアムが平成31年1月31日をもってサービス終了したことから報告の対象外とします。
- ※西企営第28号（平成27年6月8日）により届出した「サーバ設備を利用したアプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス及びメール等送受信サービスの提供」に係る業務については、スマート光ビジネス UC が令和2年2月29日をもってサービス終了したことから報告の対象外とします。
- ※西企画第62号（平成18年6月29日）により申請した「兵庫県による情報通信基盤構築に係る行政区域－異行政区域間におけるイーサネットインターフェース形式の回線サービスの提供」に係る業務については令和3年9月1日をもってサービス終了したことから報告の対象外とします。
- ※西企画第196号（平成16年1月28日）により申請した「固定電話発－携帯電話着の県間伝送料金設定」に係る業務、西企営第71号（平成26年9月1日）により届出した「固定電話発携帯電話着およびPHS着の県間伝送料金設定」に係る業務については、令和5年3月31日をもってPHSサービスが終了したことから報告の対象外とします。

※西企画第87号（平成15年8月8日）により申請した「固定電話発着・IP電話着の県間伝送料金設定」に係る業務、西企画第90号（平成19年10月25日）により申請した「次世代ネットワークを利用したIP電話サービスの県間役務提供・料金設定」に係る業務、西企営第104号（令和元年8月30日）により届出した「固定電話発着・携帯電話着の県間伝送等料金設定」に係る業務、西企営第4号（令和3年4月12日）により届出した「県間のIP電話サービスの役務提供」に係る業務については、企営155500000191号（令和5年12月1日）「県間のIP電話サービス等の役務提供」により新たに届出したことから報告の対象外とします。

※西企画第91号（平成19年10月25日）により申請した「イーサネットサービスの県間役務提供・料金設定」に係る業務については、企営155500000483号（令和6年11月1日）「イーサネットサービスの県間役務提供・料金設定」により新たに届出したことから報告の対象外とします。

※企営155500000483号（令和6年11月1日）により届出した「イーサネットサービスの県間役務提供・料金設定」に係る業務については、企営155500000704号（2025年7月2日）「東西間を含む県間のLAN型通信網サービスの役務提供等」により新たに届出したことから報告の対象外とします。

1. ネットワークのオープン化

- (1) 次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定、東西間を含む県間の LAN 型通信網サービスの役務提供等及び多数の一般ユーザ向けに IP 通信網サービス等を提供する電気通信事業者に対して卸電気通信役務を提供するために、県間の役務提供及び他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含めた料金設定

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、「一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「IP 通信網県間区間伝送機能」、「優先パケットに係る IP 通信網県間区間伝送機能」、「特別光信号中継伝送機能」、「イーサネットフレーム伝送機能」、「一般收容局ルータ優先パケット識別機能」、「一般中継系ルータ交換伝送機能」「閉門系ルータ交換機能」「中間配線盤利用機能」、「音声接続に係る組合せ適用接続機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料 2、4、6)

次世代ネットワークにおける IPv6 インターネット接続については、提供機能に係る接続料等の規定を接続約款に定め公表しております。(添付資料 2、6)

また、イーサネットサービスについては、「イーサネットフレーム伝送機能」、「特別光信号中継伝送機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料 17)

- (2) 行政区域－異行政区域間における映像通信網サービスの提供

本業務の実施にあたり、自ら構築した県間伝送路に関する県間中継光ファイバの利用に係る提供条件等については、平成 15 年 2 月に公表し実施しているところですが、2025 年度においては、新たな県間中継光ファイバの提供区間の追加はありませんでした。(添付資料 3)。

- (3) 次世代ネットワークを利用したエンド－エンド通信の県間役務提供及び多数の一異なる般ユーザ向けに IP 通信網サービス等を提供する電気通信事業者に対して卸電気通信役務を提供するために、県間の役務提供及び他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含めた料金設定

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、「一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「IP 通信網県間区間伝送機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料 2、6)

- (4) インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービスの提供

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、「一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「IP 通信網県間区間伝送機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料 1、2、6)

また、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる局舎コロケーション等の提供条件についても、接続約款に定め公表しております。(添付資料 5)

(5) インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービス及びメール等送受信サービスの提供

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、「一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「IP通信網県間区間伝送機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料1、2、6)

また、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる局舎コロケーション等の提供条件についても、接続約款に定め公表しております。(添付資料5)

(6) インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービス及びユーザデータの複製・保管サービスの提供

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、「一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「IP通信網県間区間伝送機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料1、2、6)

また、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる局舎コロケーション等の提供条件についても、接続約款に定め公表しております。(添付資料5)

(7) 情報通信機器等の設置・サポートサービス及びメール等送受信サービスの提供

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、「一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「IP通信網県間区間伝送機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料1、2、6)

また、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる局舎コロケーション等の提供条件についても、接続約款に定め公表しております。(添付資料5)

(8) 情報通信機器等の設置・サポートサービス、アプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス及びメール等送受信サービスの提供

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては「一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「IP通信網県間区間伝送機能」「イーサネットフレーム伝送機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料1、2、6)

また、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる局舎コロケーション等の提供条件についても、接続約款に定め公表しております。(添付資料5)

(9) アプリケーションサービス、メール等送受信サービス、ユーザデータの複製・保管サービス、コンテンツ配信向けサービス、IP内線電話サービス、サポートサービス等の提供

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、「一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「ＩＰ通信網県間区間伝送機能」「イーサネットフレーム伝送機能」として接続約款に定め公表しております。（添付資料１、２、６）

また、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる局舎コロケーション等の提供条件についても、接続約款に定め公表しております。（添付資料５）

（１０）情報通信機器等の設置・設定・サポートサービスの提供

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、「一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「ＩＰ通信網県間区間伝送機能」として接続約款に定め公表しております。（添付資料１、２、６）

また、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる局舎コロケーション等の提供条件についても、接続約款に定め公表しております。（添付資料５）

（１１）クローズド・ユーザ・グループ型サービス

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、「ＩＰ通信網県間区間伝送機能」として接続約款に定め公表しております。（添付資料２、６）

また、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる局舎コロケーション等の提供条件についても、接続約款に定め公表しております。（添付資料５）

（１２）情報通信機器等の設置・サポートサービス、アプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス、コンテンツ配信向けサービス、メール等送受信サービスの提供

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、「一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「ＩＰ通信網県間区間伝送機能」として接続約款に定め公表しております。（添付資料１、２、６）

また、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる局舎コロケーション等の提供条件についても、接続約款に定め公表しております。（添付資料５）

（１３）アプリケーションサービス、メール等送受信サービス及びサポートサービスの提供

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、当社の次世代ネットワークについて「ＩＰ通信網県間区間伝送機能」「一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」として、既に接続約款において、接続料を設定し、接続に必要なインタフェース条件を開示する等、十分なオープン化措置を講じており（添付資料２、６）、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等

の提供条件については、既に接続約款に規定する等のオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能となっております。(添付資料5)

なお、本業務を提供するサーバ設備、インターネット接続回線は、既存の当社の固定電話網等とは別に公募により調達しております。

(14) 通話転送サービス、サポートサービスの提供

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、「IP通信網県間区間伝送機能」「一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能」として、接続約款に定め公表しております。(添付資料2、6)

また、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、接続約款に規定する等のオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能となっております。(添付資料5)

(15) アプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス、サポートサービスの役務提供

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、「IP通信網県間区間伝送機能」「一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能」として、接続約款に定め公表しております。(添付資料1、2、6)

また、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、接続約款に規定する等のオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能となっております。(添付資料5)

(16) サーバ設備及びアプリケーションを用いた電気通信回線に接続される情報通信機器等の設定・管理等の提供

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、「IP通信網県間区間伝送機能」「一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能」として、接続約款に定め公表しております。(添付資料1、2、6)

また、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、接続約款に規定する等のオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能となっております。(添付資料5)

(17) 県間のIP電話サービス等の役務提供及び多数の一般ユーザ向けにIP通信網サービス等を提供する電気通信事業者に対して卸電気通信役務を提供するために、県間の役務提供及び他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含めた料金設定

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、他事業者設備とはGWルータおよび中間配線架を用いて相互接続を実施するが、当社の業務区域内に設置しているGWルータ、県間伝送路（既に公募により調達したもの、自ら敷設・保有するもの及び新たに公募により調達するもの）、中継ルータ、当社の業務区域外に設置しているGWルータについては第一種指定電気通信設備として指定されており※、既に接続約款においてルーティング伝送機能としてアンバンドルし接続料を設定する等のオープン化措置を講じています。

さらに、本業務に用いる県間伝送路は公募により調達したもの、自ら敷設・保有するもの及び新たに公募により調達するものを用い、中間配線架については、第一種指定電気通信設備である県内設備と一体的に利用されることから、「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」と位置づけ、「光IP電話接続機能」として接続約款に定め公表しております。（添付資料5）

※ 平成13年総務省告示第243号（電気通信事業法第三十三条第1項及び電気通信事業法施行規則第二十三条の二第1項の規定に基づき電気通信設備を指定する件）の一部を改正する件（令和5年総務省告示第3号 令和5年1月16日）

（18）サーバ設備を用いた電気通信回線に接続される情報通信機器等の設定・管理等の役務提供

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、「IP通信網県間区間伝送機能」、「一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「イーサネットフレーム伝送機能」として接続約款に定め公表しております。（添付資料2、6、17）

また、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、既に接続約款に規定する等のオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能となっています。（添付資料5）

（19）他社のクラウドサービスの販売等

本業務はサービス提供事業者のクラウドサービスを当社が販売するものであり、当該事業者がサービス提供に用いる設備は当社のIP通信網及びLAN型通信網等を必須とせず、またお客様が当該サービスを利用する際のアクセス回線を当社が制限することもないことから、ネットワークのオープン化の措置は該当しません。

（20）顧客設備の保守等の受託

本業務は、当社の地域電気通信サービスを利用していないお客様に対して、お客様が所有する設備等に係る業務を実施するものであり、本業務を営むにあたって、当社の地域電気通信サービスの利用を必須としないため、ネットワークのオープン化の措置は該当しません。

- (21) 当社が構築または調達するサーバ設備を用いた電気通信回線に接続される情報通信機器等の設定・管理、及び当該サーバ設備、電話、メール若しくは訪問によるサポートサービス、またはそれらを組み合わせ、情報通信機器等の販売またはレンタル

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、「IP通信網県間区間伝送機能」、「一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「イーサネットフレーム伝送機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料2、6、17)

また、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、既に接続約款に規定する等のオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能となっています。(添付資料5)

2. ネットワーク情報の開示

- (1) 次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定、東西間を含む県間の LAN 型通信網サービスの役務提供等及び多数の一般ユーザ向けに IP 通信網サービス等を提供する電気通信事業者に対して卸電気通信役務を提供するために、県間の役務提供及び他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含めた料金設定

本業務の実施にあたっては、ISP 接続用ルータ、收容局ルータ、一般中継局ルータ、中継局イーサネットスイッチについて、接続に必要なインターフェース条件を接続約款（技術的条件集）ならびに IP 通信網サービス、音声利用 IP 通信網サービス及び LAN 型通信網サービスに係る技術参考資料に定め公表しております。（添付資料 9、10、11、12、13）

また、県間中継光ファイバとの接続に必要な一般中継光主配線端子盤のインターフェース条件については、その条件を公表しております。（添付資料 8）

- (2) 行政区域－異行政区域間における映像通信網サービスの提供

本業務の実施にあたっては、回線終端装置の接続に必要なインターフェース条件については、本業務実施前のインターフェース条件により接続可能であり、技術参考資料として公表しております。（添付資料 14）

また、県間中継光ファイバとの接続に必要な一般中継光主配線端子盤のインターフェース条件については、その条件を公表しております。（添付資料 8）

- (3) 次世代ネットワークを利用したエンドーエンド通信の県間役務提供及び多数の一般ユーザ向けに IP 通信網サービス等を提供する電気通信事業者に対して卸電気通信役務を提供するために、県間の役務提供及び他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含めた料金設定

本業務の実施にあたっては、ISP 接続用ルータ、收容局ルータ、一般中継局ルータについて、接続に必要なインターフェース条件を接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 9）

- (4) インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービスの提供

本業務の実施にあたっては、端末回線の線端、専用回線ノード装置又は専用回線ノード装置の伝送装置、ISP 接続用ルータ、收容局ルータ、一般中継局ルータについて、接続に必要なインターフェース条件を接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 7、9）

- (5) インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービス及びメール等送受信サービスの提供

本業務の実施にあたっては、端末回線の線端、専用回線ノード装置又は専用回線ノード装置の伝送装置、ISP 接続用ルータ、收容局ルータ、一般中継局ルータについて、接続に必要なインターフェース条件を接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 7、9）

（6）インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービス及びユーザデータの複製・保管サービスの提供

本業務の実施にあたっては、端末回線の線端、専用回線ノード装置又は専用回線ノード装置の伝送装置、ISP 接続用ルータ、收容局ルータ、一般中継局ルータについて、接続に必要なインターフェース条件を接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 7、9）

（7）情報通信機器等の設置・サポートサービス及びメール等送受信サービスの提供

本業務の実施にあたっては、端末回線の線端、専用回線ノード装置又は専用回線ノード装置の伝送装置、ISP 接続用ルータ、收容局ルータ、一般中継局ルータについて、接続に必要なインターフェース条件を接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 7、9）

（8）情報通信機器等の設置・サポートサービス、アプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス及びメール等送受信サービスの提供

本業務の実施にあたっては、端末回線の線端、専用回線ノード装置又は専用回線ノード装置の伝送装置、ISP 接続用ルータ、收容局ルータ、一般中継局ルータについて、接続に必要なインターフェース条件を接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 7、9）

（9）アプリケーションサービス、メール等送受信サービス、ユーザデータの複製・保管サービス、コンテンツ配信向けサービス、IP 内線電話サービス、サポートサービス等の提供

本業務の実施にあたっては、端末回線の線端、専用回線ノード装置又は専用回線ノード装置の伝送装置、ISP 接続用ルータ、收容局ルータ、一般中継局ルータについて、接続に必要なインターフェース条件を接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 7、9）

（10）情報通信機器等の設置・設定・サポートサービスの提供

本業務の実施にあたっては、端末回線の線端、専用回線ノード装置又は専用回線ノード装置の伝送装置、ISP 接続用ルータ、收容局ルータ、一般中継局ルータについて、接続に必要なインターフェース条件を接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 7、9）

(11) クローズド・ユーザ・グループ型サービス

本業務の実施にあたっては、端末回線の線端、専用回線ノード装置又は専用回線ノード装置の伝送装置、ISP 接続用ルータ、収容局ルータ、一般中継局ルータ、中継局イーサネットスイッチについて、接続に必要なインターフェース条件を接続約款（技術的条件集）ならびに IP 通信網サービス及び LAN 型通信網サービスに係る技術参考資料に定め公表しております。（添付資料 7、9、10、11、13）

(12) 情報通信機器等の設置・サポートサービス、アプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス、コンテンツ配信向けサービス、メール等送受信サービスの提供

本業務の実施にあたっては、端末回線の線端、専用回線ノード装置又は専用回線ノード装置の伝送装置、ISP 用接続ルータ、収容局ルータ、一般中継局ルータについて、接続に必要なインターフェース条件を接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 7、9）

(13) アプリケーションサービス、メール等送受信サービス及びサポートサービスの提供

本業務の実施にあたっては、端末回線の線端、専用回線ノード装置又は専用回線ノード装置の伝送装置、ISP 接続用ルータ、収容局ルータ、一般中継局ルータについて、接続に必要なインターフェース条件を接続約款に定め公表しています。（添付資料 7、9）

(14) 通話転送サービス、サポートサービスの提供

本業務の実施にあたっては、ISP 接続用ルータ、収容局ルータ、一般中継局ルータ、中継局イーサネットスイッチについて、接続に必要なインターフェース条件を接続約款（技術的条件集）ならびに IP 通信網サービス、音声利用 IP 通信網サービスに係る技術参考資料に定め公表しております。（添付資料 9、10、11、12、13）

(15) アプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス、サポートサービスの役務提供

本業務の実施にあたっては、端末回線の線端、専用回線ノード装置又は専用回線ノード装置の伝送装置、ISP 接続用ルータ、収容局ルータ、一般中継局ルータについて、接続に必要なインターフェース条件を接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 7、9）

(16) サーバ設備及びアプリケーションを用いた電気通信回線に接続される情報通信機器等の設定・管理等の提供

本業務の実施にあたっては、端末回線の線端、専用回線ノード装置又は専用回線

ノード装置の伝送装置、ISP 接続用ルータ、収容局ルータ、一般中継局ルータについて、接続に必要なインターフェース条件を接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 7、9）

- （17）県間の IP 電話サービス等の役務提供及び多数の一般ユーザ向けに IP 通信網サービス等を提供する電気通信事業者に対して卸電気通信役務を提供するために、県間の役務提供及び他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含めた料金設定

本業務の実施にあたっては、当社の中間配線架と GW ルータについて、接続に必要なインターフェース条件を接続約款（技術的条件集）に定め公表しています。（添付資料 16）

- （18）サーバ設備を用いた電気通信回線に接続される情報通信機器等の設定・管理等の役務提供

本業務の実施にあたっては、端末回線の線端、専用回線ノード装置又は専用回線ノード装置の伝送装置、ISP 接続用ルータ、収容局ルータ、一般中継局ルータについて、接続に必要なインターフェース条件を接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 7、9）

- （19）他社のクラウドサービスの販売等

本業務はサービス提供事業者のクラウドサービスを当社が販売するものであり、当該事業者がサービス提供に用いる設備は当社の IP 通信網及び LAN 型通信網等を必須とせず、またお客様が当該サービスを利用する際のアクセス回線を当社が制限することもないことから、ネットワーク情報の開示は該当しません。

- （20）顧客設備の保守等の受託

本業務は、当社の地域電気通信サービスを利用していないお客様に対して、お客様が所有する設備等に係る業務を実施するものであり、本業務を営むにあたって、当社の地域電気通信サービスの利用を必須としないため、ネットワーク情報の開示は該当しません。

- （21）当社が構築または調達するサーバ設備を用いた電気通信回線に接続される情報通信機器等の設定・管理、及び当該サーバ設備、電話、メール若しくは訪問によるサポートサービス、またはそれらを組み合わせ、情報通信機器等の販売またはレンタル

本業務の実施にあたっては、端末回線の線端、専用回線ノード装置又は専用回線ノード装置の伝送装置、ISP 接続用ルータ、収容局ルータ、一般中継局ルータについて、接続に必要なインターフェース条件を接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 7、9）

3. 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

当該業務と同様の業務を実施する又は実施しようとする際に必要不可欠な情報へのアクセスについて、他事業者から要望があり、各種情報を公開情報ホームページで公表しております。

なお、従来より当社の保有する光ファイバ及びコロケーションに関しては、情報開示を実施しております。（添付資料１５）

4. 営業面でのファイアーウォール

当社は従来から公正競争条件に十分配慮して事業活動を行ってきており、2025 年度においても以下のとおり実施しております。

- ① 本社、支店において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続関連情報の目的外利用が行われないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員等に対する公正競争の確保等を内容とした集合研修・eラーニング等により徹底した指導を実施しております。（添付資料１９）

また、電気通信事業法の改正（平成２３年１１月３０日施行）を踏まえ、禁止行為規定遵守措置等報告書（2026 年 6 月 30 日）に記載のとおり、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っており、その報告書の内容については公表されております。（添付資料２０）

- ② 電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員等に対する公正競争の確保等を内容とした集合研修・eラーニング等により徹底した指導を実施しております。（添付資料１８）

i) お客様情報を他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。

ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。

iii) ID管理により顧客情報管理システムの操作が可能な社員を限定すること。等

また、本業務の営業活動の子会社等に委託する場合にあたっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導しております。

5. 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）及び収支状況

当該業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じる等の適切な費用配賦を行うことにより、活用業務以外の業務と会計を分計しております。（添付資料20）

当該業務に関する 2025 年度の収支状況は以下のとおりです。

（単位：百万円※1）

業務	営業収益	営業費用	営業利益
（1）次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定※2	10,117	4,899	5,218
（2）行政区域－異行政区域間における映像通信網サービス	2	3	▲1
（3）インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービスの提供	99	32	67
（4）インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービス及びメール等送受信サービスの提供	0	0	0
（5）インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービス及びユーザデータの複製・保管サービスの提供	7	66	▲60
（6）情報通信機器等の設置・サポートサービス及びメール等送受信サービスの提供	6,335	7,206	▲871
（7）情報通信機器等の設置・サポートサービス、アプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス及びメール等送受信サービスの提供	1,458	2,511	▲1,053
（8）アプリケーションサービス、メール等送受信サービス、ユーザデータの複製・保管サービス、コンテンツ配信向けサービス、IP 内線電話サービス、サポートサービス等の提供	449	2,369	▲1,920
（9）情報通信機器等の設置・設定・サポートサービス	4,183	6,874	▲2,691

(10) クローズド・ユーザ・グループ型サービス	204	125	78
(11) 情報通信機器等の設置・サポートサービス、アプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス、コンテンツ配信向けサービス、メール等送受信サービスの提供	2,532	9,470	▲6,938
(12) アプリケーションサービス、メール等送受信サービス及びサポートサービスの提供	4	24	▲20
(13) 通話転送サービス、サポートサービスの提供	51	196	▲145
(14) アプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス、サポートサービスの役務提供	1,119	2,765	▲1,646
(15) サーバ設備及びアプリケーションを用いた電気通信回線に接続される情報通信機器等の設定・管理等の役務提供	36	177	▲141
(16) 県間の IP 電話サービス等の役務提供※3	40,260	28,978	11,282
(17) サーバ設備を用いた電気通信回線に接続される情報通信機器等の設定・管理等の役務提供	17	40	▲23
(18) 他社のクラウドサービスの販売等	1,314	827	487
(19) 顧客設備の保守等の受託	144	113	31
(20) 東西間を含む県間の LAN 型通信網サービスの役務提供等	3,535	3,650	▲115
(21) 当社が構築または調達するサーバ設備を用いた電気通信回線に接続される情報通信機器等の設定・管理、及び当該サーバ設備、電話、メール若しくは訪問によるサポートサービス、またはそれらを組み合わせ、情報通信機器等の販売またはレンタル	12	156	▲144

※1 本数値は十万円単位を四捨五入したものです。

- ※２ 次世代ネットワークを利用したエンドーエンド通信の県間役務提供、多数の一般ユーザ向けにＩＰ通信網サービス等を提供する電気通信事業者に対して卸電気通信役務を提供するために、県間の役務提供及び他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含めた料金設定を含みます。
- ※３ 多数の一般ユーザ向けにＩＰ通信網サービス等を提供する電気通信事業者に対して卸電気通信役務を提供するために、県間の役務提供及び他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含めた料金設定を含みます。

また、当該業務の利用者料金に関しては、ネットワークコスト及び営業費（顧客獲得に要する費用を除く）の合計額を上回るよう設定しております。

6. 関連事業者の公平な取扱い

- (1) 次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定、東西間を含む県間の LAN 型通信網サービスの役務提供等及び多数の一般ユーザ向けに IP 通信網サービス等を提供する電気通信事業者に対して卸電気通信役務を提供するために、県間の役務提供及び他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含めた料金設定

他事業者との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料 1、2、4、6)

なお、次世代ネットワークを利用したフレッツサービス及びイーサネットサービスの東西間伝送路及び県間伝送路の提供事業者の選定手続きについては、公平性・透明性に十分留意し、具体的には以下のとおり実施しております。

- ① 次世代ネットワークを利用したフレッツサービスおよび IP 電話サービスの提供に関わる西日本エリア内の県間伝送路等

- A) 2025 年 4 月 7 日：募集を案内
事業者に対し、募集内容を案内。
- B) 2025 年 5 月 12 日：応募意思表示締切
1 社から意思表示あり。
- C) 2025 年 5 月 23 日：選定結果通知
応募事業者に対し選定結果を通知。

- ② 次期 APN サービスの提供に係る県間光ファイバ設備

- A) 2026 年 1 月 21 日：募集を案内
事業者に対し、募集内容を案内。
- B) 2026 年 3 月 4 日：応募意思表示締切
1 社から意思表示あり。
- C) 2026 年 3 月 27 日：選定結果通知
応募事業者に対し選定結果を通知。

- ③ 高速広帯域イーサネット専用サービスの提供に係る NTT 西日本提供エリア内の県間中継回線

- A) 2025 年 5 月 12 日：募集を案内
事業者に対し、募集内容を案内。
- B) 2025 年 6 月 23 日：応募意思表示締切
1 社から意思表示あり。

Ｃ）２０２５年７月３０日：選定結果通知

応募事業者に対し選定結果を通知。

④ 次世代ネットワークを利用した広帯域イーサネットサービスの提供に係るＮＴＴ西日本提供エリアとＮＴＴ東日本提供エリア間の県間中継回線

Ａ）２０２５年５月１２日：募集を案内

事業者に対し、募集内容を案内。

Ｂ）２０２５年６月２３日：応募意思表示締切

２社から意思表示あり。

Ｃ）２０２５年７月８日：選定結果通知

応募事業者に対し選定結果を通知。

（２）行政区域－異行政区域間における映像通信網サービス

本業務の実施に係る県間伝送路の構築については、当社自ら実施するものであり、関連事業者を取扱う機会はありませんでした。

なお、自ら構築した県間伝送路に関する県間中継光ファイバの利用に係る関連事業者の取扱いについては、「１．ネットワークのオープン化」等に記載のとおり、公平性・透明性を確保しております。

（３）次世代ネットワークを利用したエンドーエンド通信の県間役務提供及び多数の一般ユーザ向けにＩＰ通信網サービス等を提供する電気通信事業者に対して卸電気通信役務を提供するために、県間の役務提供及び他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含めた料金設定

次世代ネットワークを利用したエンドーエンド通信の県間役務提供については、次世代ネットワークを利用したフレッツサービスと同様の設備を利用しております。

なお、他事業者との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。（添付資料２、６）

（４）インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービスの提供

他事業者との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。（添付資料１、２、６）

なお、２０２５年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

（５）インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービス及びメール等送受信サービスの提供

他事業者との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。（添付資料１、２、６）

なお、２０２５年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

(6) インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービス及びユーザデータの複製・保管サービスの提供

他事業者との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料 1、2、6)

なお、2025 年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

(7) 情報通信機器等の設置・サポートサービス及びメール等送受信サービスの提供

情報通信機器等の設置・サポートサービス及びメール等送受信サービスの提供については、インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービスと同様の設備を利用しております。

なお、他事業者との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料 1、2、6)

なお、2025 年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

(8) 情報通信機器等の設置・サポートサービス、アプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス及びメール等送受信サービスの提供

情報通信機器等の設置・サポートサービス、アプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス及びメール等送受信サービスの提供については、インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービスと同様の設備を利用しております。

なお、他事業者との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料 1、2、6)

なお、2025 年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

(9) アプリケーションサービス、メール等送受信サービス、ユーザデータの複製・保管サービス、コンテンツ配信向けサービス、IP 内線電話サービス、サポートサービス等の提供

他事業者との接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料 1、2、6)

なお、2025 年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

(10) 情報通信機器等の設置・設定・サポートサービス

情報通信機器等の設置・設定・サポートサービスの提供については、インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービスと同様の設備を利用しております。

なお、他事業者との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料 1、2、6)

なお、2025 年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

(11) クローズド・ユーザ・グループ型サービス

クローズド・ユーザ・グループ型サービスについては、次世代ネットワークを利用したフレッツサービスと同様の設備を利用しております。

なお、他事業者との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料2、6)

なお、2025年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

(12) 情報通信機器等の設置・サポートサービス、アプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス、コンテンツ配信向けサービス、メール等送受信サービスの提供

他事業者との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料1、2、6)

なお、2025年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

(13) アプリケーションサービス、メール等送受信サービス及びサポートサービスの提供

他事業者との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料1、2、6)

なお、2025年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

(14) 通話転送サービス、サポートサービスの提供

他事業者との接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料1、2、6)

なお、2025年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

(15) アプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス、サポートサービスの役務提供

他事業者との接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料1、2、6)

なお、2025年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

また、接続約款の規定に基づき他事業者との接続と同等の条件で他の市場支配的な電気通信事業者との接続を実施しております。

(16) サーバ設備及びアプリケーションを用いた電気通信回線に接続される情報通信機器等の設定・管理等の役務提供

他事業者との接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料1、2、6)

なお、2025年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

また、接続約款の規定に基づき他事業者との接続と同等の条件で他の市場支配的

な電気通信事業者との接続を実施しております。

- (17) 県間の IP 電話サービス等の役務提供及び多数の一般ユーザ向けに IP 通信網サービス等を提供する電気通信事業者に対して卸電気通信役務を提供するために、県間の役務提供及び他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含めた料金設定

他事業者との接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料 1、2、6)

また、接続約款の規定に基づき他事業者との接続と同等の条件で他の市場支配的な電気通信事業者との接続を実施しております。

なお、ワイヤレス固定電話の提供に用いる他の電気通信事業者の電気通信設備の選定手続きについては、公平性・透明性に十分に留意し、具体的には以下の通り実施しております。

A) 2025 年 8 月 8 日 : 募集を案内

事業者に対し、募集内容を案内。

B) 2025 年 9 月 19 日 : 応募意思表示締切

1 社からの意思表示あり。

C) 2025 年 10 月 7 日 : 選定結果通知

応募事業者に対し選定結果を通知。

A) 2025 年 12 月 22 日 : 募集を案内

事業者に対し、募集内容を案内。

B) 2026 年 1 月 30 日 : 応募意思表示締切

1 社からの意思表示あり。

C) 2026 年 2 月 6 日 : 選定結果通知

応募事業者に対し選定結果を通知。

- (18) サーバ設備を用いた電気通信回線に接続される情報通信機器等の設定・管理等の役務提供

他事業者との接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料 1、2、6)

なお、2025 年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

- (19) 他社のクラウドサービスの販売等

本業務において、当社が他の電気通信事業者が提供する電気通信役務を取り扱う場合には、お客様のニーズ（機能や仕様、価格）に合ったクラウドサービスを当社が比較・選定し、お客様へ提案の上、提案内容がお客様により承諾された場合には、当社がサービス提供事業者から調達することにより、取り扱う事業者の選定方法に

において公平性を確保することとしています。

(20) 顧客設備の保守等の受託

本業務において、当社が本業務の一部を他の企業へ委託する場合の委託先の選定にあたっては、当社がお客様のご要望に応じて比較・選定し決定することにより、取り扱う事業者の選定方法における公平性を確保することとしています。

(21) 当社が構築または調達するサーバ設備を用いた電気通信回線に接続される情報通信機器等の設定・管理、及び当該サーバ設備、電話、メール若しくは訪問によるサポートサービス、またはそれらを組み合わせ、情報通信機器等の販売またはレンタル

他事業者との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料 1、2、6)

また、接続約款の規定に基づき他事業者との接続と同等の条件で他の市場支配的な電気通信事業者との接続を実施しております。

なお、2025 年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

7. 多数の一般ユーザ向けにサービスを提供する電気通信事業者に対する卸電気通信役務の提供における適正性・公平性・一定の透明性の確保

- (1) 多数の一般ユーザ向けにIP通信網サービス等を提供する電気通信事業者に対して卸電気通信役務を提供するために、県間の役務提供及び他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含めた料金設定

本業務における卸電気通信役務の提供にあたり、当社は電気通信事業法、「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」(平成27年2月27日公表、以下「サービス卸ガイドライン」という)等を踏まえた対応をしております。

また、当該卸電気通信役務の料金その他の提供条件について、適正性及び公平性を確保すること、一定の透明性を確保すること等のため、総務省から当社に要請されている「FTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務の提供に関して対応及び報告すべき事項について(総基事第12号平成27年2月27日)」を受けて、「サービス卸ガイドライン等を踏まえた対応」、「サービス卸の提供条件の公平性、適正性及び透明性の確保」、「サービス卸に係る市場動向の把握・検証」に関する対応および総務省への報告を行っております。

8. 利用状況

本業務に関する 2025 年度末現在の契約数等の状況は以下のとおりです。

(1) 次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定

	フレッツ・VPNゲート	フレッツ・VPNワイド
契約数	101	181,048

	フレッツ・キャスト	
	ベストエフォート型	帯域確保型
契約数	22	0

	地上デジタル放送IP再送信 事業者向けサービス
契約数	10

(注) フレッツ・VPNゲート、フレッツ・VPNワイド、フレッツ・キャスト、地上デジタル放送IP再送信事業者向けサービスの各サービスについては、県内・県間利用の区分はありません。

(2) 行政区域－異行政区域間における映像通信網サービス

	第1種映像伝送サービス	フレッツ・テレビ
契約数	2	30,207

(3) 次世代ネットワークを利用したエンドーエンド通信の県間役務提供

	フレッツv6オプション
契約数	8,685,175

(注) 多数の一般ユーザ向けにIP通信網サービス等を提供する電気通信事業者に対して卸電気通信役務を提供するために、県間の役務提供及び他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含めた料金設定を含みます。

(4) インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービスの提供

	セキュリティ機能見張り番
契約数	41,780

(5) インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービス及びメール等送受信サービスの提供

	標的型メール訓練機能
契約数	0

(6) インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービス

及びユーザデータの複製・保管サービスの提供

	フレッツ・あずけ～る
契約数	469, 297

(7) 情報通信機器等の設置・サポートサービス及びメール等送受信サービスの提供

	UTM 設置サポートサービス		Server サポートサービス
契約数	53, 234	契約数	2, 146

(8) 情報通信機器等の設置・サポートサービス、アプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス及びメール等送受信サービスの提供

	証明書等発行サービス
契約数	134

	パソコンおまかせプラン		おまかせ AI 働き方みえ～る
契約数	1, 241	契約数	626

	端末管理サービス		セキュリティおまかせプラン クラウドプロキシ機能
契約数	81, 518	契約数	30, 209

(9) アプリケーションサービス、メール等送受信サービス、ユーザデータの複製・保管サービス、コンテンツ配信向けサービス、IP 内線電話サービス、サポートサービス等の提供

	ひかりクラウド PBX		おまかせ AIOCR
契約数	264	契約数	184

	オフィスプライムサポート (契約者拠点以外での使い方サポート)
契約数	7, 651

(10) 情報通信機器等の設置・設定・サポートサービス

	スマート光ビジネス Wi-Fi
契約数	101, 779

(11) クローズド・ユーザ・グループ型サービス

	フレッツ・VPNプライオ
契約数	15, 793

- (1 2) 情報通信機器等の設置・サポートサービス、アプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス、コンテンツ配信向けサービス、メール等送受信サービス

	クラウド型カメラとれ～る 基本契約
契約数	2, 439

	クラウド型カメラとれ～る 画像解析・配信オプション	クラウド型カメラとれ～る 画像連携APIオプション
契約数	1	0

	ルーターおまかせプラン		elgana
契約数	26, 930	契約 ID 数	531, 510

	VOICENCE（音声 IP コンテンツ）
契約数	4

	DoCANVAS 付加価値商材
契約数	865

- (1 3) アプリケーションサービス、メール等送受信サービス及びサポートサービスの役務提供

	特殊詐欺対策サービス
契約数	926

- (1 4) 通話転送サービス、サポートサービスの役務提供

	ひかりクラウド電話 (CCS)
契約数	512

- (1 5) アプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス、サポートサービスの提供

	おまかせクラウドストレージ
契約数	11, 060

- (1 6) サーバ設備及びアプリケーションを用いた電気通信回線に接続される情報通信機器等の設定・管理等の提供

	フレッツ・SDx (東西接続機能)
--	----------------------

契約数	311
-----	-----

- (17) 県間の IP 電話サービス等の役務提供、他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含めた料金設定

2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

	通信回数（千回）	通信量（千時間）	平均通信量（秒）
利用状況	2,656,614	65,770	89

※ 多数の一般ユーザ向けに IP 通信網サービス等を提供する電気通信事業者に対して卸電気通信役務を提供するために、県間の役務提供及び他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含めた料金設定を含みます。

- (18) サーバ設備を用いた電気通信回線に接続される情報通信機器等の設定・管理等の役務提供

	Managed SD-WAN
契約数	244

- (19) 他社のクラウドサービスの販売等
利用あり

- (20) 顧客設備の保守等の受託
利用あり

- (21) イーサネットサービスの県間役務提供・料金設定

	ビジネスイーサワイド	Interconnected WAN
契約数	2,468	1,391

(注) ビジネスイーサワイドについては、県内通信のみを行う契約数も含んでいます。

	All-Photonics Connect
契約数	190

- (22) 当社が構築または調達するサーバ設備を用いた電気通信回線に接続される情報通信機器等の設定・管理、及び当該サーバ設備、電話、メール若しくは訪問によるサポートサービス、またはそれらを組み合わせ、情報通信機器等の販売またはレンタル

	フレッツ VPN アドバンス
契約数	1,135

以上

添付資料一覧

添付資料No.	資 料 項 目	
1	「ＩＳＰ事業者網との接続に関する接続条件」関連接続約款規定（抜粋）	PDF
2	「ＩＰ通信網県間区間伝送機能」関連接続約款規定（抜粋）	PDF
3	「県間中継光ファイバ設備に関する情報」（区間追加情報）	PDF
4	「音声利用ＩＰ通信網サービス」関連接続約款規定（抜粋）	PDF
5	「コロケーション」関連接続約款規定（抜粋）	PDF
6	「次世代ネットワークと他事業者網との接続に関する接続条件」関連接続約款規定（抜粋）	PDF
7	「地域ＩＰ網との接続に必要なインタフェース条件」接続約款技術的条件集（抜粋）	PDF
8	「県間中継光ファイバとの接続に必要なインタフェース条件」接続協定規定（抜粋）	PDF
9	「次世代ネットワークとの接続に必要なインタフェース条件」接続約款技術的条件集（抜粋）（ＩＰ通信網／ＩＳＰ通信網）	PDF
10	「次世代ネットワークとの接続に必要なインタフェース条件」接続約款技術的条件集（抜粋）（ＬＡＮ型通信網）	PDF
11	技術参考資料 ＩＰ通信網サービスのインタフェース＜光クロス、光ネクスト編＞	PDF
12	技術参考資料 音声利用ＩＰ通信網サービスのインタフェース ＜第２種サービス タイプ２＞	PDF
13	技術参考資料 ＬＡＮ型通信網サービスのインタフェース ＜ビジネス イーサワイド編＞	PDF
14	技術参考資料 フレッツ・テレビ伝送サービスのインタフェース	PDF
15	コロケーション、光ファイバに関する情報開示の対応状況	PDF
16	「光ＩＰ電話との接続に必要なインタフェース条件」接続約款技術的条件集 抜粋	PDF
17	「イーサネットフレーム伝送機能」「特別光信号中継伝送機能」関連接続約款規定（抜粋）	PDF
18	社内向けマニュアル「電気通信事業における公正競争の確保に関するマニュアル」	※
19	「他事業者情報等の適正利用に関する規程」概要	※
20	費用（収益）項目別一覧	※

※ 資料 18、19、20 については、経営上の秘密に属する情報、または公開には馴染まない社内文書・規程類等であることから、公表を差し控えさせていただきます。